

アイランドシティはばたき公園管理・運営等アドバイザー会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アイランドシティはばたき公園の管理・運営等の検討を行うにあたり、学識経験者および専門家（以下、「アドバイザー」という）から指導・助言等を受けるため、「アイランドシティはばたき公園管理・運営等アドバイザー会議（以下「会議」という。）」の設置およびアドバイザーに関し必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザーの選任)

第2条 アドバイザーは、専門的な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市長が必要と認めたときは、随時アドバイザーを追加することができる。

(アドバイザーへの委嘱事項)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、アドバイザーから意見等を収集する。

- (1) アイランドシティはばたき公園の順応的管理を含む、管理・運営に関すること。
- (2) アイランドシティはばたき公園の整備に関すること。
- (3) その他アイランドシティはばたき公園に関すること。

(アドバイザー会議)

第4条 市長は、アドバイザーからの意見収集を行うため、会議を開催することができる。

(座長)

第5条 会議では、アドバイザーの互選により、座長を選任する。

2 座長は会議を主宰し、会議の議事進行に必要な事項を定める。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(情報公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

2 会議への出席、事案協議における謝礼については、「福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」第2条における別表「附属機関」の報酬の額を準用することとし、また旅費

の種類、額及びその支給方法については、福岡市職員等旅費支給条例の定めるところとする。

附 則

この要綱は、令和元年 8月19日から施行する。